

# 大切なお知らせ

[Vol.13]

重要

このお知らせを保存したり、見やすい場所に貼ったりするなどして、周りの方にもお伝えください。



**お忘れですか？「支援制度」の申請はお早めに。**

## » 被災相談窓口

| 住宅関連窓口 |                  | 内容                    | 開設時間  |
|--------|------------------|-----------------------|---|
| 西区     | 西区役所区役所棟2階       | 住宅修繕・建替<br>液状化被災宅地等復旧 | 月～金曜日<br>(祝・休日除く)<br>9:00～17:00                                   |
| 中央区    | 古町ルフル6階 建築部フロア   | 住宅の修繕・建替              | 月～金曜日<br>(祝・休日除く)<br>9:00～17:00                                   |
|        | 古町ルフル5階 都市政策部フロア | 液状化被災宅地等復旧            | 月～金曜日<br>(祝・休日除く)<br>9:00～17:00<br>(予約制)<br>予約受付ダイアル☎025-226-2710 |

## » 住まいの再建

※担当課への問い合わせは、祝・休日を除く月～金曜午前8時半～午後5時半  
(◆は午前9時～午後5時)にお願いします

| 支援制度   | 対象          | 申請期限・内容  |   |
|--|-------------|--|---|
| <b>液状化等被害 住宅修繕支援</b><br>住宅に加え、宅地内のカーポートや物置を含む外構の修繕工事を支援<br>《公共建築課》◆☎025-226-2880 | 一部損壊以上      | 令和7年度<br>判定区分により<br>10万円～150万円                           | 令和8年度<br>申請期限:令和8年2月27日<br>完了報告期限:令和8年12月25日          |
|  |             | ※工事費支払い済みの場合の申請・完了報告期限は令和8年3月31日まで                       |   |
| <b>液状化等被害 住宅建替・購入支援</b><br>新潟市内で家の建て替えや購入をした場合に支援<br>《建築保全課》◆☎025-226-2880       | 中規模半壊以上     | 建替：判定区分により<br>50万円～150万円                                 | 申請受付は終了しました<br>完了報告期限:令和9年2月26日                       |
|  |             | 購入：判定区分により<br>50万円～100万円                                 | 申請期限:令和8年2月27日<br>完了報告期限:令和9年2月26日                    |
| <b>液状化被災宅地等復旧支援</b><br>宅地の復旧や、住宅基礎の傾斜修復などの工事を支援<br>《まちづくり推進課》◆☎025-226-2710      | 原則<br>準半壊以上 | 補助率3分の2 補助上限 766万6千円<br>※既存の国・県・市の支援制度を活用している場合、当該活用額を控除 | (R8年度も申請受付を継続予定)<br>申請期限:令和8年2月末頃<br>完了報告期限:令和8年3月13日 |
| <b>被災者転居費支援</b><br>引越しの費用を支援<br>《住環境政策課》☎025-226-2821                            | 半壊以上        |  | 申請期限:令和8年3月13日<br>補助率：2分の1 補助上限15万円                   |

## » 資金確保

| 支援制度  | 対象   | 申請期限・内容   |   |
|---|------|---|---|
| <b>被災者生活再建支援金</b><br>お住まいの住宅に大きな被害を受けた世帯へ支援金を支給<br>《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169 | 半壊以上 | 令和7年度<br>基礎支援金・市支援金<br>加算支援金※2 (中規模半壊以上)<br>判定区分等により 37.5万円～400万円 | 令和8年度<br>申請期限:令和8年2月2日※1<br>申請期限:令和9年2月1日 |

## » 負担軽減

| 支援制度   | 対象     | 申請期限・内容   |   |
|--|--------|---|---|
| <b>水道料金・下水道使用料の免除</b><br>《水道局コールセンター（水道料金）》 ☎ 0120-411-002<br>《下水道部経営企画課（下水道使用料）》 ☎ 025-226-2959 | 一部損壊以上 | 令和7年度<br>申請期限:令和8年3月31日   | 令和8年度<br>令和6年1月1日を含む期間（通常2か月分を全額免除）<br>※漏水による使用量増加に対する減免もあり |
| <b>固定資産税・都市計画税の減免</b><br>《資産税課》 ☎ 025-226-2283   | 半壊以上   | 申請期限:令和8年2月27日  | 令和5年度第4期分を減免<br>(毎月払いの場合1月～3月期分)<br>※納付済みの場合は還付             |
| <b>住宅再建資金の融資に対する利子補給</b><br>《建築行政課》 ☎ 025-226-2837   | 準半壊以上  | 令和8年12月31日までに融資を受けた方が対象<br>貸付利率の1%を上限に、金融機関へ支払った利子相当額を最大5年間補給<br>※これから承認申請をする方は融資を受けた日から最大5年間<br>(承認申請書を提出した年の1月から対象) |   |

## » 相談

### ■新潟市ささえあいセンター

安心して生活再建できるよう、被災世帯の状況に応じて、個別訪問や電話などで困り事を聞き、必要な制度・サービスを案内しています。

開設時間 月～金曜 9～17時 ※祝・休日、年末年始を除く

☎ 025-378-1765、FAX 025-378-1764

### ■市民相談

問題解決に向けたきっかけとしていただくため、弁護士や司法書士、行政書士等による新潟市民専用の無料相談窓口を開設しています。事業所の案件は対象外です。

《広聴相談課》 ☎ 025-226-1025

相談窓口の開設スケジュールは  
新潟市HPからご確認いただけます



## » 復旧・復興への主な取り組みを紹介

同地震による被害からの復旧・復興に向けた取り組みの進捗状況を、新潟市ホームページに掲載しています。「液状化対策」「公道の復旧」「住宅の解体」の3つの項目で紹介しています。



各制度の詳細については、市ホームページをご覧ください

スマート  
フォンは  
こちら▶

